

令和7年10月吉日

小諏訪区民の皆様へ

自治会長 上 哲也

小諏訪区内の神社についての方針について

はじめに

現在、小諏訪区内には諏訪神社を含めて5つの神社（境内地）があります。
各神社及び境内地の護持管理については、自治会員の皆様に当番制にてお祀りや清掃業務を行っていただいています。

しかしながら、会員の高齢化、組へ加入いただけない会員の増加、生活様式の変化等により、これまで通り護持管理を続けていくことが難しくなってきました。
また、護持管理にかかる費用についても、今後捻出していくことが厳しくなることが予想されます。

そこで、9月28日に小諏訪公民館において区内にある各神社の今後の方針について説明会をおこない、意見交換をさせていただきました。

その結果を踏まえ、各神社の方針について皆様にご提案させていただきます。

区内にある各神社

諏訪神社	御祭神	健御名方命 相殿	左口大神	宇迦之御魂命	大山祇命
境内社	八幡社、金山社、床浦社、天王社				
左口神社	御祭神	左口大神			
稻荷神社	御祭神	宇迦之御魂命			
山神社	御祭神	大山祇命			

以前、回覧でご案内したとおり、小諏訪区内にある左口神社、稻荷神社、山神社については、昭和29年6月27日に諏訪神社に合祀されています。

現在の各神社の境内地については、神様に諏訪神社にお移りいただいた後にも、何らかの理由により各地域でお祀りされてきたものと考えられます。

参考）神社合祀政策

明治時代末期に内務省の訓令によって進められた、複数の神社を一つにまとめることで神社の数を削減する政策です。この政策は、行政効率化や地方改良運動と連携し、「一町村一社」を目指したもので、1906年の訓令から始まり、全国で多くの神社が合祀・廃止されました。

裏面へ続く

現状の課題

- ① 左口神社、稲荷神社、山神社が既に諏訪神社に合祀されている
- ② 各神社の清掃活動等の護持管理活動が負担となっている
- ③ 各神社の支障木の剪定作業にかかる費用が今後自治会の負担となってくる。

尚、③の支障木の剪定についてですが、左口神社、稲荷神社、山神社の敷地は小諏訪自治会所有となっており、神社を無くしたとしても樹木の剪定等の管理は自治会がおこなうべきこととなります。

各神社の方針についての提案

- ・ 左口神社・稲荷神社・山神社の立木の伐採、防草シートの設置する
※伐採は業者に依頼、防草シートは会員にて設置
- ・ 各神社の祭日を廃止し、諏訪神社拝殿内にて合同の祭儀等をおこなう
- ・ 各神社の清掃を廃止し、区内全ての組で諏訪神社の清掃活動を実施。
- ・ 伐採後の境内地について、「旧境内地」の立て札を設置し社殿は当面の間そのままとする。
- ・ 各神社にある防災倉庫等については中身の確認をし、必要であれば残す。

費用

伐採・防草シート等費用約 5 百万円

参考) 過去 5 年間にける上記山神社の伐採・剪定費用 約 7 5 万円

過去の例から考えると、今後 3 0 年間で約 4 5 0 万円の伐採・剪定費用が必要となります。この費用は、昨今の物価・賃金上昇の傾向から考えて高くなることはあっても安くなることは無いと考えます。

尚、令和 7 年度当初の小諏訪自治会の預金残高は約 1, 6 0 0 万円です。

今後の流れ

費用が高額となることから、常任委員会や合同会議で決定することはふさわしくないと考え、11月に臨時総会の開催を検討しています。

その後、できましたら今年度中に伐採工事に着手したいと考えています。

今回の提案についてご意見等があれば自治会長までご連絡をお願いいたします。

問い合わせ 自治会長 上 哲也

電 話 090-3303-9595

メール kozuwa.numazu@gmail.com